

都市計画審議会説明資料

第 7 回区域区分見直しについて

○これまでの経過

年度	月 日	国、県関係	市関係	備 考
2018	11月21日		市都市計画審議会	市見直しの考え方（素案）について
	2月12日		市都市計画審議会	市見直しの考え方（案）について
2019	4月1日		広報ながの4月号 HP掲載	区域区分見直しのお知らせ ～市見直しの考え方～
	5月14日	資料提供等協力依頼		都市計画法第15条の2第2項 （都道府県の都市計画の案の作成）
	7月9日	県都市計画審議会		県見直し方針 市街化区域の規模設定について
	7月18日		土地利用検討調整会議	見直し方針、スケジュールの情報共有
	8月21日		市都市計画審議会	市街化区域の規模設定について
			候補地選定（関係機関協議等）	

広報ながの4月号への記載事項

区域区分に関する都市計画の決定は県が行いますが、市は都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができることになっています。案の内容については、国、県と協議しながら2020年3月頃を目途に作成する予定です。

見直しの考え方等に該当する案件がある場合は、6月末までに市都市政策課へご相談ください。

【本日配布資料】

資料2-1 第74回長野市都市計画審議会資料

資料2-2 第7回区域区分見直しについて（長野県都市計画審議会資料）

資料2-3 第7回区域区分見直し方針について（長野県都市計画審議会資料）

資料2-4 第7回区域区分見直しについて（長野市HP掲載）

資料2-5 第7回区域区分見直しに関する長野市の考え方（長野市HP掲載）

○市街化区域の規模（フレーム）の設定方法

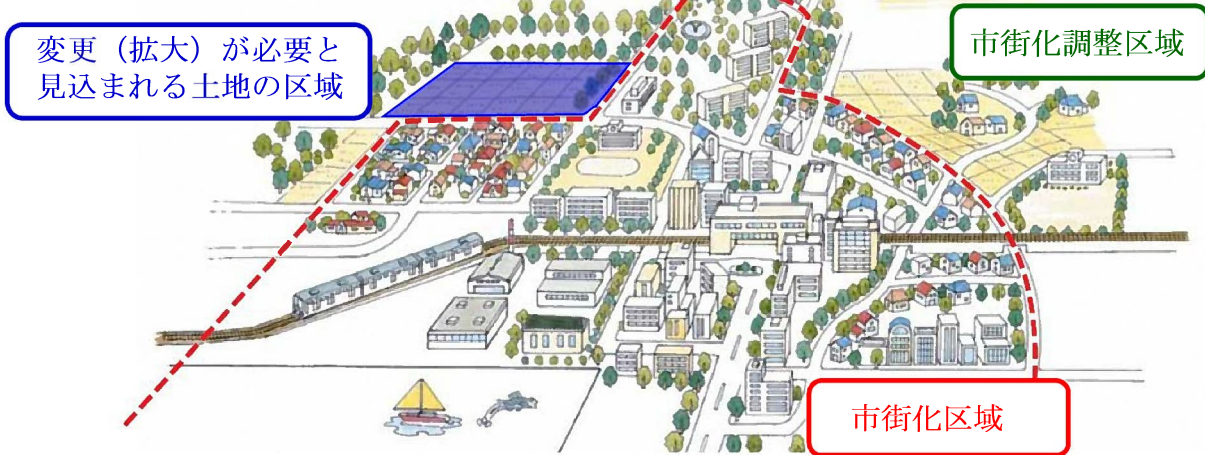
①「都市」として必要な区域（市街化区域）は、人口や産業の伸びなど統計数値^(※)から予測して**必要な規模（フレーム）**を県が示す方針により算定

(※) 住居系は国勢調査を基にした人口、産業系は製造品出荷額

②変更（拡大・縮小）が必要と見込まれる土地の区域は、**算定されたフレームの範囲内**であり、かつ、都市的土地利用として**基盤整備が確実な区域**

③変更（拡大・縮小）区域については、農林、環境、河川等の**関係機関と協議・調整が必要**

【イメージ図】※国土交通省HP掲載資料を基に作成



○市街化区域の規模設定 ～進め方～

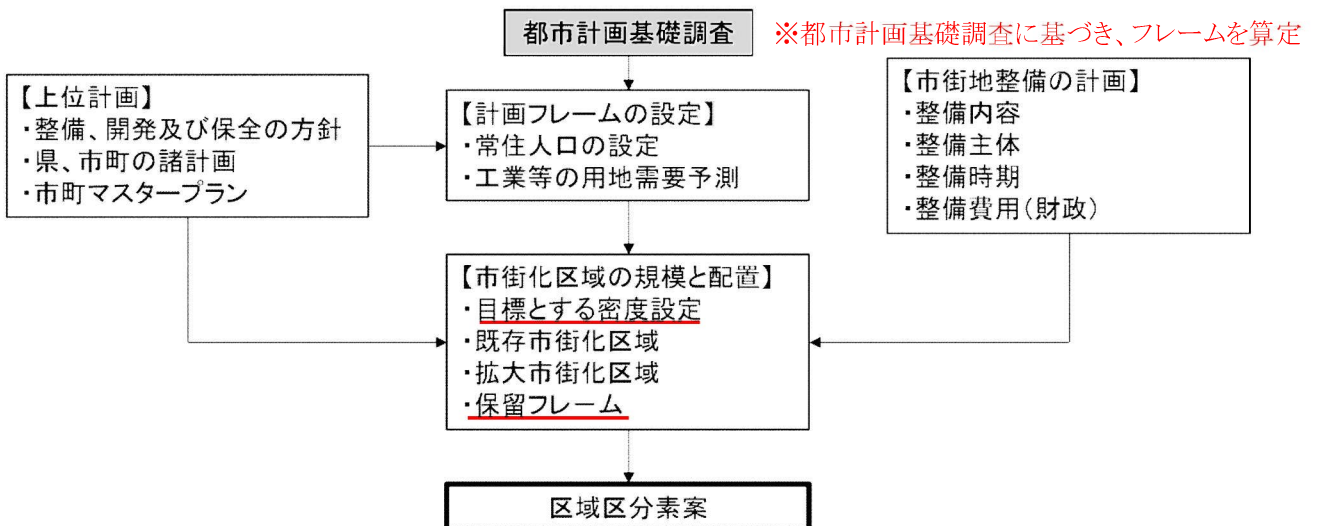
■目標年次【令和7年】

基準年…平成27（2015）年

目標年…令和7（2025）年（基準年から10年後を想定）

市街化区域 既に市街地を形成している区域
概ね10年以内に市街化を図るべき区域

■区域区分計画のフロー



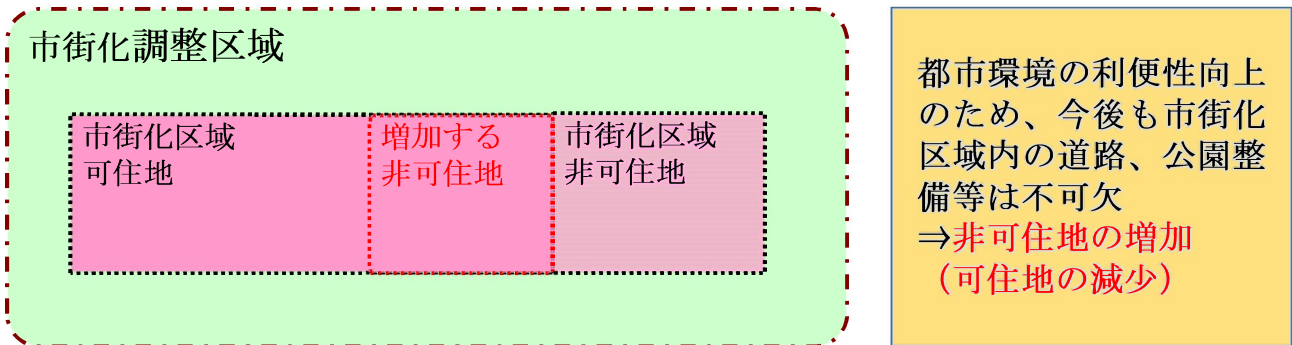
○市街化区域の規模設定 ～人口密度の考え方～

■目指すべき都市像

集約型都市構造⇒人口密度※維持

※人口密度＝人口／可住地面積

■可住地と非可住地（道路、公園、水面などの公共施設用地等）



■人口密度から考える市街化区域規模

既存市街化区域内の現況人口と将来収用人口※を比較

※将来収用人口＝将来想定される可住地×人口密度（維持）

⇒差分がある場合、市街化区域の規模を変更する

○市街化区域の規模の設定 ～保留フレームについて～

具体の土地に割り振ることなく、当面の間
拡大を見合わせた規模に相当するフレーム

⇒保留フレーム

■ 特定保留フレーム

計画的な事業の実施の見通しがあり、農林漁業との調整が整っており、その区域や概ねの整備時期が明確なもの

例：土地区画整理事業、政策的な市街地整備の計画

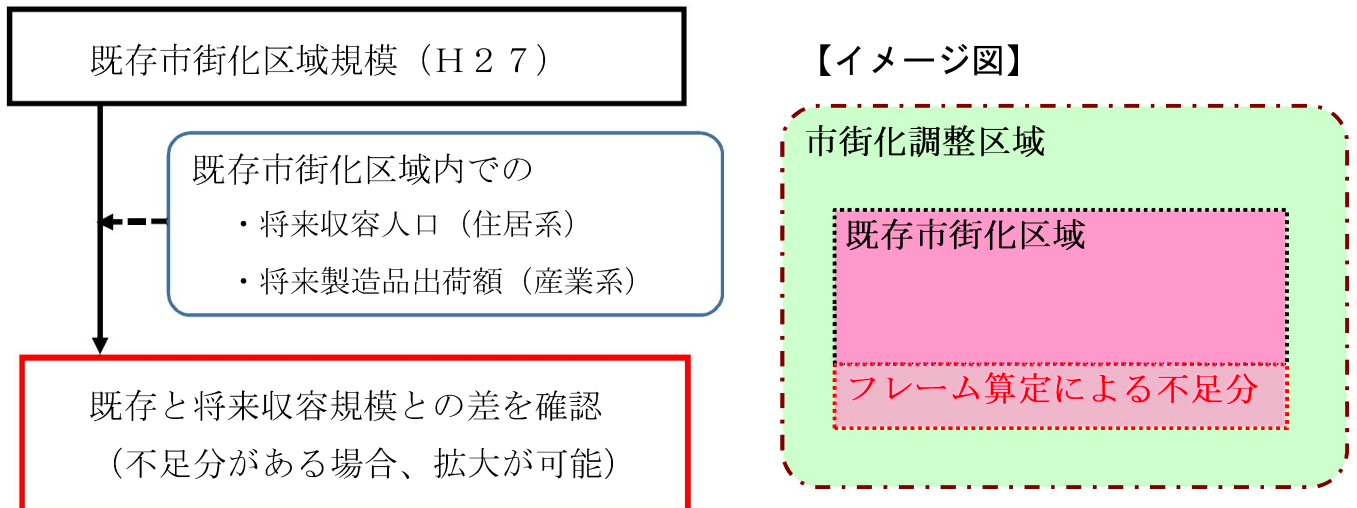
- ・次期見直しまでに確実に市街化区域へ編入が出来る区域
- ・定期見直しの中で、関係機関協議を完了

■ 一般保留フレーム

計画的な事業の実施の見通しはあるものの、農林漁業との調整が整っておらず、その区域や時期が明確でないもの

- ・事業実施（実施計画、関係者の同意等）の目途がついた時点で関係機関との協議・調整を実施
- ・保留の解除は上記協議等が整った時点（随時見直し）

○市街化区域の規模設定 ～フレームの設定～



※既存市街化区域規模との差分から拡大需要フレームを設定

ただし・・・

人口減少が進む中、都市区域の拡大を前提として
フレームを使い切る必要はなく、
フレームの範囲内で必要最小限の区域
について区域区分の見直し検討していく

○今後の予定

年度	月 日	国、県関係	市関係	備 考
2019	8月21日		市都市計画審議会	市街化区域の規模設定について
		候補地選定（関係機関協議等）		
	11月末頃		市都市計画審議会	経過報告：候補地選定の状況
	2月頃		市都市計画審議会	経過報告：素案（候補地確定）
2020	4月頃	公聴会原案		
	5月頃	公聴会予定（県主催）		
	10月頃	都市計画案の公告・縦覧		
	11月頃		市都市計画審議会	関係市への意見聴取
	12月頃	県都市計画審議会		付議
	1月頃	国土交通大臣の協議・同意		
	3月頃	決定告示		

注）2019年度中に候補地として確定した区域は上記スケジュールで区域区分を変更
2019年度中に候補地として確定できない場合は、一般保留フレームとして設定
将来フレーム（規模）のみ変更